

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (的場集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	32.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	26.4 ha
② 田の面積	30.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.5 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区はほ場整備されているが平野部が少なく、山際には変形田・狭小農地があり獣害被害も多いのが現状である。主にコシヒカリや黒大豆を作付しているが、農業従事者は70才以上が多く高齢化が進んでいる。若手の農業従事者も兼業農家のため現状維持を希望する農家がほとんどである。集落内には認定農業者(法人1社)、また地域の農地を守るため山際など預かり先が見つけにくく作業効率の悪い農地を守っていくために近年有志で起業した合同会社があり、収穫した農作物を学校給食などに供給している。そのほか隣接する集落の認定農業者(法人2社)も地域内で耕作をしている。

【基礎データ】

・農家軒数 32軒 うち認定農業者(法人1社)、集落営農組織1社(合同会社)
・主な作物 水稻(コシヒカリ、山田錦、飼料用米)、黒大豆、ばれいしょ、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻と黒大豆を中心に作付けをし、耕作しにくい山際等の農地については山椒の作付けに向けて検討することで地域内の農地を守っていく。またドローンを購入し集落内での共同防除を実施していく予定。離農する際は隣接する農地の耕作者を中心に調整し、新たな耕作者に農地を預けていく。また集約化については必要に応じて関係者同士で調整する。近隣集落の農業者とも連携しながら集落ぐるみで農地を守る協力関係を構築していく。

主要農道の畔草刈りを地域内の認定農業者に年3回委託し、また若手を中心とした「草刈り隊」を結成し、必要に応じて出動を要請したりラジコン草刈り機の操縦を依頼することで後継者の育成も図っていく。あわせて省力化のため、中山間等直接支払交付金を活用してため池法面にセンチピートグラスの吹付を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	24.5	%	将来の目標とする集積率 39.8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地所有者の理解を得て再配分も含めた農地の集積・集約化をさらに進め団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
・農地所有者の意向を尊重しながら個々に話し合い進めていく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・可能な限り中間管理機構を活用する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・多面的機能支払交付金を活用して水路を段階的に補修する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・関係機関と連携しながら新規就農者や多様な経営体を募る。あわせて農業に関する相談など経験者を中心にアドバイスやバックアップすることで後継者の育成を図っていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
・集落内の水稻共同防除のためドローンを購入し実施していく。 ・主要な農道、畦畔法面の草刈り作業を年3回委託。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①交付金を活用して獣害柵の点検・早期修繕を実施する。
③ラジコン草刈り機やドローンの活用を図り省力化を図る。
⑤山際や耕作困難な農地については山椒の作付けを検討していく。
⑦各種交付金を活用して耕区毎に共同草刈りや水路掃除を継続して実施する。あわせて主要農道の草刈りを依頼する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、黒大豆	0.9 ha	－ ha	水稻、黒大豆	1.9 ha	－ ha	1	
利用者	B	水稻、黒大豆、ばれいしょ	2.0 ha	－ ha	水稻、黒大豆、ばれいしょ	6.0 ha	－ ha	2	
利用者	C	水稻	1.5 ha	－ ha	水稻	2.0 ha	－ ha	3	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha	白地	
計	4経営体		4.4 ha	0.0 ha		9.9 ha	0.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。